

65歳以上の人の介護保険料を改定

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

介護保険料は、3年ごとに介護給付費の見込みを算定し、見直しを行います。

市は、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)を策定し、65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の額および所得段階を次のとおり改定しました。

第9期の保険料基準額(年額)は**76,970円**となり、第8期(令和3～5年度)の78,617円と比較すると、1,647円の引き下げとなります。

また、所得段階は国の基準に合わせ13段階となり、第8期の11段階と比較すると、2段階増加となります。なお、第1段階から第3段階は、引き続き、公費(国・県・市)による低所得者の保険料の負担軽減を図ります。

◆第1号被保険者の所得段階別保険料

※介護保険料を納めていただく人には、別途、通知書を送付します。

所得段階区分		基準額に対する割合 (軽減前)	保険料の年額
第1段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	21,936円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の前年の公的年金などの収入金額 および合計所得金額の合計が右欄の人	80万円を超え 120万円以下の人	0.485 (0.685)
第3段階		120万円を超える人	0.685 (0.69)
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	69,273円
第5段階 【基準額】	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	76,970円
第6段階	本人が市民税課税で、 本人の前年の合計所得金額が右欄の人	120万円未満の人	1.2
第7段階		120万円以上210万円未満の人	1.3
第8段階		210万円以上320万円未満の人	1.5
第9段階		320万円以上420万円未満の人	1.7
第10段階		420万円以上520万円未満の人	1.9
第11段階		520万円以上620万円未満の人	2.1
第12段階		620万円以上720万円未満の人	2.3
第13段階		720万円以上の人	2.4

◆第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

基本目標を“高齢者の自立と安心を支えるまちの実現”とし、多様かつ総合的な高齢者支援を推進します。

- 基本政策1 健康づくり・介護予防の推進
- 基本政策2 自立と安心を支える地域づくり
- 基本政策3 介護保険事業の持続可能な運営

※計画の具体的な内容は、市ホームページなどでお知らせします。



◆地域密着型サービスの充実を図ります

地域密着型サービスは、住み慣れた地域でいつまでも生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される介護サービスで、市が事業者の指定や監督を行います。

第9期計画期間において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の新設を予定しています。

▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護……24時間対応の訪問サービス